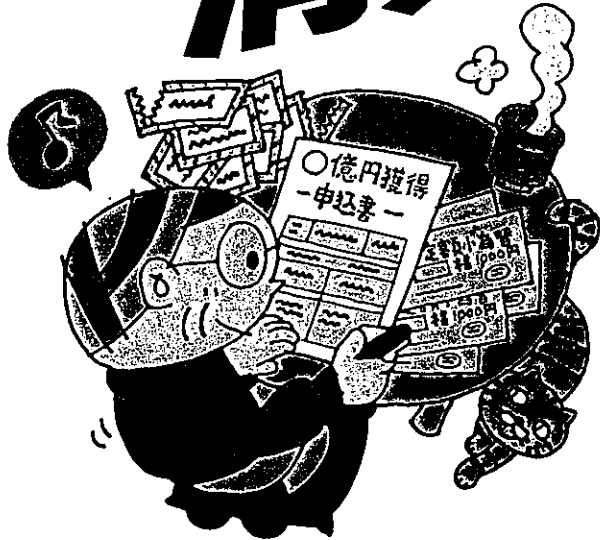


消費生活かわら版 第3号

だまされんぞ！ 消費者は！



相談事例(80歳代 男性)

海外から「宝くじの当選金を受け取る権利がある」という郵便物が届いた。

「当選金受け取り手続きのため、一週間以内に5千円分の定額小為替を返信用封筒で返送しなければ権利を失う」などと書いてあるので、急いで送った。

しかし、いくら待っても当選金が振り込まれない。家族に相談したら「だまされたのでは？」と言われた。

海外から届く「当選金獲得！」には手をださない！

「一億円を受け取る権利が発生！という封書が外国から届いた」、「身に覚えの無い当選通知が来た」など、いわゆる“海外宝くじ”に関する相談が全国的に増えており、東広島市消費生活センターにも市民の方から相談が寄せられています。

このような手紙は、オーストラリアやドイツ、香港、カナダなど海外からエアーメールで送られてきますが、最近では中国も目立ちます。

「必ず当たる」と信じ込み、当選金を受け取るための手数料を何度も送り続け、気がついたときには多額の費用をつぎ込んでしまっているケースも見られます。

海外の宝くじは、日本国内で買うだけでも違法です。絶対に手を出さないようにしましょう。

おかしいなと感じたら、支払う前に、東広島市消費生活センターにご相談ください。

専門の相談員が対応いたします。

東広島市消費生活センター

東広島市役所 市民生活課内

電話 082-421-7189

(月～金(祝日・年末年始の市の休日を除く) 午前9～12時 午後1～5時)

特定商取引法の一部改正 訪問購入（買取）が規制されます！

近年、「突然自宅を訪問してきた業者に、十分な説明を受けないまま宝石や指輪などの貴金属を安値で買い取られた」という「訪問購入」に関し、消費者から全国の各消費生活センターに寄せられる相談件数が平成22年度以降に激増しました。平成23年8月、特定商取引法に関する法律の一部を改正する法律が公布、訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘因販売取引に加えて7番目の取引類型として「訪問購入」が追加され、平成25年2月21日から施行されました。

例えばこんなトラブルが・・・

1 悪質な勧誘

- ・突然の訪問による強引な買取りの勧誘。
- ・断ってもしつこい。「着物を買取る」という電話だったが、実際は「指輪を売ってくれ」と言われた。

2 契約内容や事業者の連絡先が分からない

- ・売ったものを返して欲しくなったが、連絡先が分からない。
- ・何を買い取られたのか思い出せず、買取り事業者と交渉がしにくい。

3 一度引き渡すと、原状回復は難しい

買取り事業者へ売った指輪を返してもらおうと思えば、「もう溶かした」と言われた。

4 クーリング・オフができなかった

契約をした後、考え直してすぐにクーリング・オフを申し入れたが、「買取りの場合はクーリング・オフできない。」「キャンセル料がいる。」と言われた。



特定商取引法の改正で次のように変わりました！

1 不招請勧誘の禁止

- ・訪問購入では飛び込みの勧誘はできなくなりました。また、消費者から査定に関してのみ訪問要請を受けた場合も、査定を超えた勧誘行為は禁止となります。
- ・しつこい勧誘や、買い取る物品の種類を明示しないで勧誘することも禁止となります。

2 書面の交付

事業者への連絡先及び物品の種類や特徴、購入価格、引渡しの拒絶やクーリング・オフ制度について記載された書面が交付されます。

3 引渡しの拒絶

クーリング・オフ期間中（上記2の書面交付から8日以内）は物品の引渡しを拒むことができます。また、事業者は迷惑を覚えさせるような方法で引渡しをさせること等も禁止されています。

4 クーリング・オフ

クーリング・オフ制度により、上記2の書面を受け取ってから8日間は無条件で契約の解除が可能です。また、クーリング・オフ期間中に事業者が物品を第三者に引き渡してしまった場合、その情報が事業者からすぐ通知されます。

◎ただし、次の物品と取引態様は規制の対象になりません。

《物品》

- 自動車（2輪のものを除く。） ●本、CDやDVD、ゲームソフト類 ●家具 ●有価証券
- 家電（携行が容易なものを除く。）

《取引態様》

- 消費者自ら自宅での契約締結等を請求した場合 ●いわゆる御用聞き取引の場合 ●いわゆる常連取引の場合
- 転居に伴う売却の場合 ※再勧誘の禁止等、一部規制はかかりません。